

平成30年度 第1回 掛川市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成30年10月24日(水) 午後1時30分～午後3時15分
開催場所	掛川市役所 本庁舎 5階 第1委員会室
出席委員	委員長 名波 良明 (税理士) 委員 石川 雅大 (弁護士) 山崎 保寿 (松本大学教授) 横山 孝子 (浜松学院大学教授) 龍崎 登喜子 (農業)
説明のため出席した職員	教育委員会 学務課長 外2名 都市建設部 都市政策課長 外1名 上下水道部 水道課長、水道課工務係長
事務局	総務部長 管財課長 外3名
議 題	・入札方式別に係る発注案件の審査 (抽出事案は別紙1のとおり)
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	・入札方式別工事に係る発注案件の審査 → 別紙2のとおり

抽出案件一覧表

別紙 1

No.	件名	入札方式	担当課
1	平成29～30年度 校舎改築事業 債務負担行為 中央小学校外構整備工事（2期建築外構工事）	制限付き 一般競争入札	学務課
2	平成30年度 スポーツ施設管理事業 さんりーな天井落下防止工事	制限付き 一般競争入札	都市政策課
3	平成30年度 小学校施設管理事業 原谷小学校プール改修工事	指名競争入札	学務課
4-1	平成30年度 一般配水管改良事業 市道神明宮東線配水管布設替工事	指名競争入札	水道課
4-2	平成30年度 公共事業関連事業 市道水源橋道線配水管布設替工事	指名競争入札	水道課
5-1	平成29年度 小学校施設管理事業 第一小学校特別支援学級内装改修工事	随意契約	学務課
5-2	平成29年度 小学校施設管理事業 第一小学校特別支援学級設備改修他工事	随意契約	学務課

1 中央小学校外構整備工事（2期建築外構工事）	
質問	回答
<p>Q 入札参加資格確認申請をした業者の内、3者が無資格だが、業者は無資格であることを自己判断できるのか。自己判断できるのに申請をするケースはあるのか。</p>	<p>A 建設業法の規定に基づく許可は、業者が受けるものであり、自社がどんな許可を受けているか承知しているため自己判断が可能。参加資格要件を正しく理解しなかった可能性が高い。</p>
<p>Q 本入札には8者が参加した。規定によると予定価格が2,500万円以上のため、指名定数は10者以上となる。この規定が守られていないがどうか。</p>	<p>A 10者以上が入札参加できるように入札参加資格を定めた。一般競争入札の場合、参加するかしないかは業者次第となるため、指名定数を下回ることがある。</p>
<p>Q 建築と土木の一体工事だが、落札者は校舎建築工事にも関わったか。</p>	<p>A 校舎建築は3者のJVで施工。落札者も含まれている。</p>
<p>Q 公告日から開札までの期間が短くないか。</p>	<p>A 規定どおりの日数をとってある。</p>
<p>Q 入札参加申請書提出後から開札まで業者はどんなことをしているのか。</p>	<p>A 2/6（公告）から2/13（入札参加申請書提出期限）までは参加表明の期間、2/14に入札参加可否の通知が届き、入札参加が認められた業者は2/22（開札）までに工事費用の積算をし入札する。</p>
<p>Q 工期が2月から7月となっているが、工事は児童に影響が少ない夏休み中にした方がよいのではないか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事全体のボリュームが大きく、夏休み期間のみでの施工は不可能 ・材料に特注品が含まれ、調達に2～3ヶ月時間を要するため、早めの発注となっている ・当初から8月下旬を工期とすると、天候不順等万が一の場合、工期延長が困難以上から、2月から7月の工期とした。

Q

校舎建築工事に関わった別の会社(川島組)が僅差で落札できなかったが、積算の内訳書詳細等を求めているのか。

A

求めている。

Q

本体工事には関わっているのに外構工事に関われないと疑念が生じかねないので次回から積算書の提出を求めることも検討してはどうか。

A

今後、検討する。

2 さんりーな天井落下防止工事

質問	回答
Q 本工事に専任で技術者を配置すると、他工事にはその技術者は配置されないのか。	A お見込みのとおり。ある程度の規模の会社でないと受注できない工事だと考えられる。
Q 比較的新しい建物なのに手を加えるのはもったいない気がするが、工事のきっかけは何か。また、議会で反対意見はなかったか。	A 平成26年4月の国の指導がきっかけ。多くの市民が日常的に使用する場所であり、市民の安全を守るために必要であるため反対意見はなかった。
Q JVはどういう経緯で組まれるのか。	A 市ではわかりかねる。必ずしも一定の相手と組んでいるわけではない。
Q 本工事の予算措置は事前にしたか。	A 事前に予算措置をした。
Q 他の施設の状況はどうか。	A 平成29年度 美感ホール 平成30年度 さんりーな、シオーネ おおむね終わっている。本庁舎も対象となっており、改修方法等を検討しながら対応していく。

3 原谷小学校プール改修工事

質問	回答
Q 最低制限価格はどのように決めるのか。	A 市町で決め方は様々。
Q 予定価格はどのように決めるのか。	A 予定価格は設計金額。設計金額は、工種別に工事数量を算出し、積み上げで算出した価格。静岡県が基準となる単価等を出しており、それを利用して積算している。
Q 2者が辞退しているが考えられる理由は。	A 技術者不足で対応できないことが推測される。
Q 最低制限価格を下回っているが意図的なものか。落札業者以外は辞退も同然と思えるがどうか。	A 辞退した業者は前回も辞退しているため、業者選定の範囲を広くするなどし、指名業者の入れ替えをしていく。
Q 仮に落札者が辞退または失格だったら、予定価格を上回っている業者に決定となるのか。	A 予定価格を上回っている場合は落札とならない。設計を見直したり指名業者を入れ替えたりして、別の案件としてもう一度入札を行う。

<p>4-1 市道神明宮東線配水管布設替工事 4-2 市道水源橋道線配水管布設替工事</p>	
質問	回答
<p>Q 建築工事より管工事の方が構造が簡単で、いわゆる計算がしやすいのではないか。そのため、落札率が高くなる傾向があるのではないか。</p>	<p>A 管工事は建築工事と比較し ・工事内容が複雑ではない ・必要となる下請業者数が少ない そのため積算しやすいということも考えられる。予定価格は建築、土木、管すべて静岡県工事積算基準（公表済み）に照らし合わせて作成している。積算基準が公表されているため、請け負う業者としても、管工事の業者のほうが積算しやすいと考えられる。</p>
<p>Q 両工事とも、この区間だけ施工した根拠は。</p>	<p>A この区間だけ施工の必要があったため。</p>
<p>Q 4-2は予定価格から最低制限価格の範囲に全応募者が収まっているが、4-1は落札者以外は予定価格を上回っている。同種工事でありながらこの差はいかがか。考えられる要因は。</p>	<p>A 4-1は通学路であり、中学校が近いことから大勢の生徒が登下校に利用する。そのため登下校時間に重機を動かさないなど制約があり、価格が高くなったと推測される。</p>
<p>Q 入札不成立となるケースはあるか。</p>	<p>A 不成立となるのは予定価格が事後公表の指名競争入札。今年度はこれまで1件。年間1～2件程度。</p>
<p>Q たった2万円の差だけで決定していいものか。他に基準を設けないと業者決定が安易になりすぎはしないか。</p>	<p>A 価格競争としているため致し方ない。案件によっては業者の実績や工法の提案などで評価する「総合評価方式」で落札業者を決定するものもある。</p>
<p>Q 予定価格の事前公表は必要ないのではないか。事前公表することで金額だけでの競争</p>	<p>A 予定価格の公表も含め、入札のあり方を検討する余地はあると考えている。</p>

になりかねないがいかがか。

5-1 第一小学校特別支援学級内装改修工事
5-2 第一小学校特別支援学級設備改修他工事

質問	回答
<p>Q 本業者と随意契約した理由は。随意契約の場合、学校ごとに請け負う業者が違うのか。</p>	<p>A 新築時の施工業者がその後の日常修繕を担うことが多い。第一小学校の日常修繕は本業者が行っているため、同社と随意契約した。少額な修繕工事や緊急の工事で随意契約する場合は、学校ごとに概ね業者が決まっていることが多い。</p>
<p>Q 業者からの見積価格が予定価格となるのか。</p>	<p>A 発注担当者は業者からの見積価格を、県の積算基準に照らし合わせ査定する。査定後の価格で契約をするため、業者の見積価格と同額で契約をしているわけではない。</p>
<p>Q 次年度の児童数はもっと早い時期から判明しないか。</p>	<p>A 転出入、普通学級での受け入れが可能かどうかなど、特別支援の児童数は流動的である。空き教室や予算に余裕がないため、どちらも無駄にすることはできない。そのため、児童数が確定する2月末以降に整備をせざるを得ない。</p>
<p>Q 特定の業者に偏ることなく学校ごとに施工業者が決まっているのか。</p>	<p>A 地元の業者が地元の学校を落札しようと努力しているように見える。同じ学校であっても校舎、体育館など棟により業者が異なることもある。大きな校舎の場合、県外の業者が施工することもあり、特定の業者に偏ってはいないと考える。</p>
<p>Q 国の補正で取り組む小中学校のエアコン設置工事は、校舎を施工した業者が請け負うわけではないのか。</p>	<p>A 今後、どのようにして業者を決定するか検討中。</p>

その他	
質問	回答
Q 土木一式工事が多いが例年の傾向か。	A 例年、土木一式工事が多い。技術者の確保ができれば、建築の許可のみの業者も土木の許可がとれ、土木一式工事の入札に参加できるし、逆も然り。市としては許可があっても完成工事高を入札参加要件として求める。